平成２３年（フ）第２６６０号
東京都江戸川区西小岩３丁目21―20―902
債務者　江口　誠史
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６６６号
千葉県市川市広尾１丁目９－２　マーキュリーＳ101
債務者　花岡　知誉
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７７号
埼玉県川口市大字安行吉岡1302―12
債務者　小塚　君雄
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７８号
埼玉県久喜市緑１丁目24―１
債務者　櫻井　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７９号
埼玉県鴻巣市西中曽根136―１
債務者　齋藤　明美
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７２２号
東京都足立区江北１丁目16―５―201
債務者　田中　和江
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７２５号
東京都江戸川区篠崎町６丁目８―22
債務者　杉本　宏美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７２６号
東京都世田谷区中町２丁目39―４―202
債務者　増渕　玉美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３２号
東京都足立区鹿浜４丁目22―６　鹿浜マンション３号室
債務者　塚田カズ子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３３号
東京都葛飾区金町３丁目４―12　レオパレス金町第１―102
債務者　高橋　　晋
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３５号
東京都足立区西伊興４丁目３―12
債務者　森川　正一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４１号
東京都荒川区荒川５丁目21―11
債務者　李　　年玉
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５０号
東京都練馬区下石神井４―13―11―202、住民票上の住所東京都練馬区下石神井４丁目31―12
債務者　崎田　美香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５３号
東京都台東区千束４丁目50―11―102
債務者　村上　英司
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５５号
千葉県野田市堤台543―５　グリーンパーク野田Ⅱ103
債務者　遠藤　麻江
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部